

令和 8 年 6 月 1 8 日

(名称) 鯖江市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鯖江市は、福井市・越前市・越前町へ通じるハピラインふくい線、福井鉄道福武線、福鉄バス鯖浦線を幹線交通として、ハピラインふくい鯖江駅・福井鉄道神明駅でこれらに結節するコミュニティバス「つつじバス」を平成13年より運行し、特に車を運転できない高齢者等には生活に必要不可欠な交通機関として運行を行ってきた。

しかしながら、幹線交通網の変化に対応するとともに、市民をはじめ、観光、ビジネス等で本市を訪れる人々への移動環境を整備するため、つつじバスを中心とする二次交通網の再編が必要不可欠となっていた。

令和3年12月に策定した鯖江市地域公共交通計画、令和4年2月に認定された鯖江市地域公共交通利便増進実施計画を基にし、令和4年4月につつじバスの路線の再編、ダイヤ改正を行った。循環線についてはパターンダイヤの導入、各支線については路線の再編を行うことで循環線とのスムーズな乗り継ぎ強化、また土日祝運行便の増便、幹線交通である福井鉄道・福鉄バス鯖浦線との接続向上(接続バス停：神明駅バス停)を行うことで、利用者利便性の向上を図った。路線再編後の利用者からの意見については可能な範囲で対応を行い、市民をはじめ本市への来訪者が、日常生活や観光、ビジネスにおいて、公共交通を利用することで必要な移動を行うことができる交通環境の継続を目指す。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和4年度	つつじバス年間利用者数	149,200 人	→ 実績	113,806 人
令和5年度	つつじバス年間利用者数	154,400 人	→ 実績	136,120 人
令和6年度	つつじバス年間利用者数	159,600 人	→ 実績	153,352 人
令和7年度	つつじバス年間利用者数	164,800 人	→ 実績	160,622 人
令和8年度	つつじバス年間利用者数	170,000 人		
(鯖江市地域公共交通計画 P49 参照)				

(2) 事業の効果

- ・ ルート変更および新規バス停追加による人口カバー率向上。
- ・ 市内のスーパーで気軽に買い物ができるようなダイヤの設定による利用者利便性の向上。
- ・ 循環線をパターンダイヤ化し、各支線との乗継ぎをスムーズにすることで利用者利便性が向上。
- ・ 土日祝運行便の増便を行うことによる利用者利便性の向上。
- ・ 幹線交通である福井鉄道路線バス鯖浦線との接続向上を図ることにより、隣接自治体との移動がスムーズになる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【つつじバスの車両更新】

車両の更新を行うことで安定の運行の維持を図るとともに、車両ラッピングデザインをマイナーチェンジすることで、つつじバスの認知度向上を図る。(鯖江市)

【出前講座の実施】

各地区の高齢者サロンに出向き、乗り継ぎ方や時刻表の読み方を説明する講座の実施。(鯖江市)

【SNS の活用】

公式のつつじバス Twitter・Instagram を開始し、つつじバスを利用していない方々にも、つつじバスの魅力についての発信を行う。(鯖江市)

【バス停表示看板のデザイン更新】

バス停の表示看板のデザイン更新を行うことで、つつじバスへの興味関心をもってもらうとともに、コミュニティバスのイメージアップを行う。(鯖江市)

【観光施設との連携】

観光施設等との連携によるつつじバス乗車券の交付を検討する。(鯖江市)

【フリー乗降制の検討】

フリー降車制について、一部区間導入し、効果検証を進める。(鯖江市)

【割引制度の充実】

利用料金割引制度の充実として、企画切符等の導入の研究を進める。(鯖江市)

【バス車内ギャラリースペースの活用】

つつじバス車内の掲示スペースに市内の子供たちに描いてもらったつつじバスの塗り絵を掲示することで、つつじバスの認知度を高める。(鯖江市)

(上記の各事業については、鯖江市地域公共交通計画 P66～P69 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

費用総額：146,913,626円

鯖江市（全額）

（運行事業者に対して運行委託および車両管理委託費用の支払い）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの報告を基に運行便別に利用者数を調査

（鯖江市地域公共交通計画 P75 参照）

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 2 7 年度

年 月 日	主な協議事項等
平成 27 年 4 月 3 日(金)	副会長の互選、座長、幹事の指名、協議会事業計画、予算等
平成 27 年 5 月 21 日(木)	平成 27 年度補正予算 調査業務委託プロポーザル
平成 27 年 7 月 17 日(金)	網形成計画の構成、市民意向の把握
平成 27 年 10 月 5 日(月)	アンケート調査結果を踏まえた問題・課題の整理
平成 27 年 11 月 12 日(木)	網形成計画の基本方針、計画目標
平成 27 年 12 月 17 日(木)	網形成計画案全般
平成 28 年 2 月 18 日(木)	網形成計画案全般
平成 28 年 3 月 25 日(金)	網形成計画案全般

平成 2 8 年度

年 月 日	主な協議事項等
平成 28 年 8 月 5 日(金)	福鉄バス 鯖浦線、南越線の市内延伸
平成 28 年 10 月 24 日(月)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案
平成 28 年 12 月 2 日(金)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案
平成 29 年 2 月 22 日(水)	鯖浦線市内延伸ルートの一部変更
平成 29 年 3 月 2 日(木)	生活交通確保維持改善計画

平成 2 9 年度

年 月 日	主な協議事項等
平成 29 年 6 月 21 日(水)	生活交通確保維持改善計画
平成 30 年 2 月 26 日(月)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案・再編計画の変更

平成 3 0 年度

年 月 日	主な協議事項等
平成 30 年 6 月 28 日(木)	生活交通確保維持改善計画
平成 31 年 2 月 19 日(火)	つつじバス 4 月ダイヤ改正について つつじバス定期制度について

令和元年度

年 月 日	主な協議事項等
令和元年 6 月 25 日(火)	生活交通確保維持改善計画
令和元年 10 月 24 日(木)	自家用有償旅客運送制度導入に向けた分科会の設置
令和 2 年 2 月 27 日(木)	つつじバス 4 月ダイヤ改正について（書面協議）
令和 2 年 3 月 24 日(火)	令和 2 年度事業計画および予算について（書面協議）

令和 2 年度

年 月 日	主な協議事項等
令和 2 年 6 月 23 日(火)	生活交通確保維持改善計画（書面協議）
令和 2 年 9 月 10 日(木)	自家用有償旅客運送事業の実施について 福井鉄道バス鯖浦線のダイヤ改正について
令和 3 年 2 月 25 日(木)	自家用有償旅客運送の登録の申請について

令和 3 年度

年 月 日	主な協議事項等
令和 3 年 6 月 23 日(水)	生活交通確保維持改善計画
令和 3 年 9 月 28 日(火)	令和 3 年度鯖江市地域公共交通活性化協議会補正予算案について（書面協議）
令和 3 年 11 月 26 日(金)	鯖江市地域公共交通計画改訂案について 令和 4 年 4 月つつじバスダイヤ改正案について
令和 3 年 12 月 24 日(金)	鯖江市地域公共交通計画改訂案について 鯖江市地域公共交通利便増進実施計画案について 地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
令和 4 年 3 月 4 日(金)	令和 4 年度予算案について 生活交通確保維持改善計画の変更申請(案)について

令和 4 年度

年 月 日	主な協議事項等
令和 4 年 5 月 27 日(金)	生活交通確保維持改善計画 自家用有償旅客運送の料金の変更について
令和 4 年 12 月 2 日(金)	地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
令和 5 年 3 月 24 日(金)	令和 5 年度予算案について（書面協議） 自家用有償旅客運送の登録（更新）の申請について（書面協議）

令和5年度

年 月 日	主な協議事項等
令和5年6月26日(月)	生活交通確保維持改善計画
令和5年8月23日(水)	RENEW/2023期間中における武生交通圏(越前市)のタクシー会社2社の一時的な営業区域外運送の実施について(書面協議)
令和5年12月27日(水)	地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について

令和6年度

年 月 日	主な協議事項等
令和6年6月17日(月)	鯖江市地域公共交通計画の改定について 鯖江市地域公共交通計画の認定申請について 福鉄バス福浦線廃線に伴う鯖浦線の再編について
令和6年8月15日(木)	RENEW/2024期間中における武生交通圏(越前市)のタクシー会社2社の一時的な営業区域外運送の実施について(書面協議)
令和6年12月18日(水)	地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について

令和7年度

年 月 日	主な協議事項等
令和7年6月23日(月)	令和7年度予算案について 令和7年度事業計画案について 生活交通確保維持改善計画
令和7年8月20日(水)	RENEW/2025期間中における武生交通圏(越前市)のタクシー会社2社の一時的な営業区域外運送の実施について(書面協議)
令和7年10月9日(木)	鯖江市地域公共交通活性化協議会補正予算(案)について 鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定について(契約条件、次期計画方向性、策定スケジュール、アンケートおよび実態調査)
令和7年12月25日(木)	地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について 鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務事業者選定プロポーザル結果・計画の概要・スケジュール・アンケート(案)について
令和8年3月13日(金)	令和7年度決算報告について 令和8年度予算(案)について シェアサイクルの導入について 鯖江市地域公共交通計画策定の進捗について

令和8年度

年 月 日	主な協議事項等
令和8年6月18日(木)	生活交通確保維持改善計画 鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画策定中間報告について

19. 利用者等の意見の反映状況

令和2年4月からつつじバス出前講座を開始し、各地区の高齢者サロンに出向き、各地区の要望をまとめており、利用者の意見およびこれまでの利用の実績を参考にしたダイヤ改正を行ってきたところである。

地域公共交通計画および利便増進実施計画の策定にあたり、令和3年10月に市民アンケート、令和3年12月にパブリックコメントを実施した。また、令和4年4月のダイヤ改正に向けて、利用者から寄せられた苦情・要望、これまでにとったアンケートの内容について再検討を行った。その中でも意見の多かった市内中心地を巡回する循環線と各地区支線の乗継ぎが悪いこと、また土日祝日運行便が少ないことについて、前者については循環線をパターンダイヤ化し各支線との乗継時間の調整の実施により対応、後者についても各支線の土日祝運行便を増便することで対応を行った。

令和9年度からの鯖江市地域公共交通計画および鯖江市地域公共交通利便増進実施計画の策定にあたり、令和8年2月に市民アンケート、令和8年4月に実態調査を実施し、利用者の意見およびこれまでの利用の実績を参考にしたダイヤ改正等の準備を現在行っているところである。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 鯖江市西山町13-1

(所 属) 鯖江市産業交流部交通・にぎわい創出課

(氏 名) 河野 玲奈

(電 話) 0778-53-2243

(e-mail) KoNigi@city.sabae.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。